神戸市先端製造業大規模投資促進補助金交付要綱

平成27年3月31日 副市長決定

(目的)

第1条 この要綱は、市内製造業の競争力強化を図るため、成長分野において、先端的な技術を用いた新しい製品・技術の開発に積極的に取り組むための大規模な設備投資等を行う事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 製造業とは、日本標準産業分類に定める製造業をいう。
 - (2) 工場とは、製造業における物品の製造過程において必要となる機械又は装置 (以下「生産設備」という。)が設置される施設(以下「生産施設」という。) 及びこれに附帯する施設(以下「関連施設」という。)をいう。
 - (3) 研究開発拠点とは、先端的な技術を用いた製品開発に資する研究を行う機械 又は装置(以下「研究設備」という。)が設置される施設(以下「研究施設」と いう。)及びこれに附帯する関連施設をいう。
 - (4) 設備とは、別表に掲げるものをいう。
 - (5) 主たる事業所とは、本社、工場、研究開発拠点をいう。
 - (6) 成長分野とは、国内外の社会経済状況から今後の発展が見込まれる産業分野 をいう。
 - (7) 先端的な技術とは、特許等により法的な保護を受け、当該技術を用いた製品 が国内又は国外で高いシェアを獲得し又は獲得し得る技術をいう。
 - (8) 年度とは、神戸市の会計年度である4月1日から翌年3月31日までをいう。 (補助対象者)
- 第3条 本補助事業の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、神戸 市内の主たる事業所において事業を実施又は実施予定であり、かつ、納期が到来 している神戸市の市税に未納、滞納又は未申告がない事業者とする。

(補助対象事業)

- 第4条 本補助事業の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の 各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 成長分野において先端的な技術を用いた新しい製品・技術の開発を目的とし、 既に稼働している生産設備の単純な更新や移設及び増設ではなく、従来とは異

なる製品等の生産のために、新規に生産施設、研究施設及び関連施設を整備した上で、新たに展開される事業。

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域が「工業専用地域」、「工業地域」のいずれかに該当する神戸市内の地域(以下「補助対象地域」という。)の工場又は研究開発拠点において、償却資産として申告されるものを新たに取得(リースによる取得を含む。)する設備投資、または補助対象地域において自ら所有する工場又は研究開発拠点を新設、増設、建替、購入又はリース(当該事業者の資産として貸借対照表に計上され、固定資産税の課税対象となる場合に限る。)により新たに設置(既存施設の改築を含む。)する施設整備。

(補助対象経費)

- 第5条 前条各号の事業において補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、公租公課、賃借料(申請者の貸借対照表に資産として計上され、固定資産税の課税対象となるリース取引に基づく賃料を除く。)及び消費税を除き、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 設備の取得及び設置に要する経費。
 - (2) 建物の取得(これに伴う増改築及び解体を含む。)に要する経費及びこれに付随する設計監理費。ただし、土地の測量、造成、取得等に経費は対象外とし、また新たに設置した研究開発拠点の延床面積のうち研究施設の面積が関連施設の面積を下回る場合には、研究施設の面積に2を乗じた面積を限度とし、当該延床面積に占める割合を乗じて得た額を補助の対象とする。
 - (3) その他市長が特に必要と認める経費。
- 2 前項各号に掲げる経費のうち、第8条に定める事業認定の日までに契約又は支 出をした経費は補助事業の対象とはしない。
- 3 第1項各号に掲げる経費については、その合計額が20億円以上のものを補助の 対象とする。
- 4 補助対象経費が生じる契約は、原則として市内事業者へ発注することとする。 (補助金の額等)
- 第6条 市長は、補助対象事業者に対し、本補助金の予算の範囲内において、前条 第1項に規定する経費の6%以内の金額を補助することができる。補助金の交付 にあたっては、算定した金額を5で除した金額を5年度間交付するものとする。
- 2 前項の規定により得た金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て るものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により算定した金額の合計が本補助金の予算を超過する場合は、第1項の規定にかかわらず補助金の額を減額して交付又は交付しないことができる。

(事業認定申請)

第7条 補助対象事業を実施しようとする者(以下「事業申請者」という。)は、 補助金の交付申請に先立って、事業着手前に次の各号に定める書類を市長に提出

- しなければならない。
- (1) 事業認定申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 発注及び着工予定書(様式第3号)
- (4) 市外事業者発注理由書(様式第4号)(市外事業者への発注がある場合に限る。)
- (5) 会社概要書(様式第5号)
- (6) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書 (様式第6号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(事業認定)

- 第8条 市長は、前条の規定による事業認定申請があったときは、申請内容を審査 し、適当と認めるときは、事業認定通知書(様式第7号)により、事業申請者に 速やかに通知するものとする。
- 2 市長は、前項の事業認定にあたり、条件を附すことができる。
- 3 市長は、審査の結果不適当と認めるときは、事業不認定通知書(様式第8号) により、事業申請者に対し速やかに通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の通知を受けた者(以下「認定事業者」という。)に対し、事業計画等に関する報告又は必要な書類の提出を求め、補助対象施設及び設備の現地確認を行うことができる。

(事業の実施)

- 第9条 認定事業者は、第5条第1項第1号及び第2号に定める設備及び建物の取得に当たっては、前条第1項に定める事業認定の日(以下「事業認定日」という。)以降にその契約の締結及び着工を開始しなければならない。
- 2 認定事業者は、事業認定日から5年以内に設備及び建物の取得又は引渡しを完 了し、操業を開始しなければならない。

(事業計画の変更又は中止)

- 第10条 認定事業者が、事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更(中止)申請書(様式第9号)を作成し、変更後の事業認定申請書類一式と併せて速 やかに市長に提出しなければならない。
- 2 認定事業者が、事業計画に基づく工場又は研究開発拠点における設備投資又は 工場又は研究開発拠点の施設整備を中止しようとするときは、事業計画変更(中 止)申請書(様式第8号)を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、 適当と認めるときは事業計画変更認定通知書(様式第10号)により、適当とは認 められないときは事業計画変更不認定通知書(様式第11号)により、申請者に対 し速やかに通知するものとする。なお、計画変更前の事業認定は、事業計画変更 の認定によりその効力を失うが、認定事業者が変更前の交付決定に基づき、変更 後の交付決定日以前に既に実施した事業に係る経費のうち、変更後の事業計画に

位置付けられているものについては、補助対象とする。

(事業認定の取り消し)

- 第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業認定を 取り消すことができる。
 - (1) 事業認定申請の内容に虚偽又は不正があるとき。
 - (2) 神戸市の市税に未納、滞納又は未申告があるとき。
 - (3) 事業認定申請(前条第1項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。) に基づいて認定事業者が事業を行っていないと認めるとき。
 - (4) 前条第2項の規定による中止の届出があったとき。
- 2 市長は、前項の規定により事業認定を取り消したときは、事業認定取消通知書 (様式第12号)により、認定事業者に対し速やかに通知するものとする。

(事業完了報告)

- 第12条 認定事業者は、補助金規則第15条に基づき、補助対象事業の完了後、速やかに次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業完了報告書(様式第13号)
 - (2) 事業概要書(様式第14号)
 - (3) 経費明細書(様式第15号)
 - (4) 市外事業者発注理由書 (様式第4号) (市外事業者への発注があった場合に限る。)
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(操業開始届)

第13条 認定事業者は、操業開始日以降、補助事業の対象の工場又は研究開発拠点において操業を開始した日(以下「操業開始日」という。)以降、速やかに操業開始届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

- 第14条 補助金の交付を受けようとする認定事業者(以下「交付申請者」という。)は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書(様式第17号)
 - (2) 会社概要書(様式第8号)
 - (3) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(様式第6号)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第15条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金 交付決定通知書(様式第17号)により、交付申請者に対し速やかに通知するもの とする。
- 2 市長は、前項の補助金交付決定にあたり、条件を附すことができる。
- 3 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知 を行うときは、補助金不交付決定通知書(様式第19号)により、認定事業者に対

し速やかに通知するものとする。

4 市長は、交付申請者に対し、申請内容の審査に必要な報告又は必要な書類の提出を求め、補助対象施設及び設備の現地確認を行うことができる。

(事業の実施報告及び補助金の請求・交付)

- 第16条 前条第1項の通知を受けた交付申請者(以下「補助事業者」という。)は、 操業開始日から5年間、操業開始日の月日が属する各年度の2月末日までに、次 の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。なお、操業開始日の月日 が3月に属する場合は、翌年度の4月1日から4月末日までの間に提出するもの とする。
 - (1) 事業実施報告書兼請求書(様式第20号)
 - (2) 会社概要書(様式第4号)
 - (3) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(様式第6号)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の報告及び請求に基づき、当該報告内容の審査及び必要に応じて 行う現地調査等により、当該事業が第3条及び第4条に定める要件に適合すると 認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第21 号)により、補助事業者に速やかに通知するものとする。
- 3 市長は、前項の補助金確定にあたり、条件を附すことができる。
- 4 市長は、確定した補助金の額が、第14条第1項により通知した交付決定額と同額であるときは、第2項の規定による通知を省略することができる。
- 5 審査の結果、当該事業が第3条及び第4号に定める要件に適合しないと認める ときは、当該事業年度の補助金の交付を停止するものとする。
- 6 市長は、必要があると認めるときは、当該補助事業の実施状況について補助事業者に対し、必要な報告又は必要な書類の提出を求め、補助対象施設及び設備の現地確認を行うことができる。

(事業の継続報告)

- 第17条 前条第1項に定められた事業実施報告書兼補助金請求書の提出が終了した 日の属する年度(操業開始日が3月に属し、翌年度の4月に事業実施報告書兼補 助金請求書を提出した場合は前年度とする)の翌年度より5年度間、当該補助事 業の状況等について、各年度の末日までに、次の各号に定める書類を市長に提出 しなければならない。
 - (1) 事業継続報告書(様式第22号)
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、必要があると認めるときは、当該補助事業の実施状況について補助事業者に対し、必要な報告又は必要な書類の提出を求め、補助対象施設及び設備の現地確認を行うことができる。

(帳簿等の保存期間)

第18条 補助事業者は、当該助成事業に係る帳簿及び書類を、最初に補助金の交付

を受けた日の属する年度の末日から10年間保存しなければならない。

(事業の休止又は廃止)

- 第19条 補助事業者は、補助事業開始日以降に本社機能を休止又は廃止しようとするときは、事業休止(廃止)届出書(様式第23号)を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の届出を受けたときは、以降の補助金の交付を停止するものする。 (交付決定の取消し)
- 第20条 市長は、補助金規則第10条又は第19条による補助金の交付決定の全部又は 一部を取消したときは、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書(様式第24 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第21条 市長は、補助事業者が操業開始日から10年以内に、次の各号のいずれかに 該当するときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定め て返還を命ずることができる。
 - (1) 第3条及び第4条に定める要件のいずれかを満たさないとき。
 - (2) 第19条第1項の届出をしたとき。
 - (3) 補助金規則第10条又は19条により補助金の交付の全部又は一部を取消されたとき。
 - (4) 本要綱、補助金規則その他の規定に違反したとき。
- 2 前項第2号に該当し、補助金の返還を命じる際の返還金は、10年から第3条及 び第4条に定める要件を満たしていた年度を減じた年度を10年で除した数に、交 付済み補助金を乗じた金額とする。

(加算金及び遅延利息)

- 第22条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、補助金規則第21条に定める方法により算定した加算金及び遅延利息を市に納付しなければならない。
- 2 前項の加算金及び遅延利息に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (成果の報告)
- 第23条 市長は、必要があると認めるときは、当該補助対象事業の成果について補助事業者に対し適宜、報告を求めることができるものとする。

(財産処分の制限)

- 第24条 補助事業者は、この要綱の補助金の交付を受けて取得した設備及び建物について、補助金規則第24条に基づく市長の承認が無ければ、次の各号に掲げる行為(以下「財産処分」という。)をしてはならない。ただし、最初に補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から10年(以下「財産処分制限期間」という。)を経過した場合は、この限りでない。
 - (1) 当該設備及び建物を補助金の目的以外に使用し、譲渡し、又はこれらを交換もしくは貸付の対象とする行為

- (2) 当該設備及び建物を補助金の交付決定を受けた工場又は研究開発拠点とは別の所在地にある工場又は研究開発拠点に移転又は移設する行為
- 2 補助事業者は、前項に掲げる承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書(様式第25号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当 と認めるときは財産処分等承認通知書(様式第26号)により、適当とは認められ ないときは財産処分等不承認通知書(様式第27号)により、申請者に対し速やか に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項に定める承認にあたり、条件を附すことができる。
- 5 市長は、第2項に定める承認をしようとする場合において、交付した補助金の うち財産処分の時から財産処分制限期間に相当する分を原則として返還させると ともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその 利益の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 6 補助事業者は、当該設備等に係る台帳を備え、財産処分制限期間の間これを保 存しておかなければならない。

(施行細則の委任)

第25条 この要綱の施行に関し必要な事項については、所管局長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(本要綱の失効後の取り扱い)

第2条 この要綱により事業認定を受けた事業者については、この要綱の失効後も、 なおその効力を有する。

(改正前要綱適用事業者の取り扱い)

第3条 平成27年3月31日までに神戸市製造業競争力強化助成金交付要綱第7条第 2項が定める事業認定を受けた事業者については、なお従前の要綱が適用される ものとする。

附則

1 この要綱は、平成25年4月23日から施行する。なお、平成25年5月2日までは 平成25年4月1日に施行した要綱に基づき各様式を使用できることとする。

別表(第2条第2号)

対象設備	種類	内容(いずれも事業用資産に限る)
	機械及び装置	製造加工機械(旋盤、溶接機、マシニングセンター
		等)、クレーン、その他各種産業用機械及び装置(産
		業用ロボット等)、生産・加工等の工程上必要な工
		具・器具・備品(情報通信機器、ソフトウェア等)
		など(大型特殊自動車等の車両・運搬具、船舶、航
		空機は除く)
	構築物	敷地に設置される門、塀、広告塔、緑化施設、舗
		装、屋外配管、その他土地に定着した土木設備など
	建物附带設備、	建物の新増設に伴う内装・内部造作等の建物附帯設
	建物附属設備	備、生産・加工等の工程上必要な建物附属設備(動
		力用電気設備、給水排水設備、ガス設備、空調設
		備、ボイラー設備、電気通信設備等)など

ただし、次に該当するものは対象外とする。

- 1 耐用年数が1年未満の資産
- 2 取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時損金算入される もの
- 3 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年以内に一括償却 されるもの
- 4 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの